

議案第34号

栗山町児童クラブ条例の一部を改正する条例

栗山町児童クラブ条例（平成17年条例第23号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

栗山町放課後児童健全育成事業実施条例

第1条及び第2条を次のように改める。

（趣旨）

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業（以下「児童クラブ」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（児童クラブの実施）

第2条 児童クラブは、栗山町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第29号）の規定により、規則で定める施設において実施する。

第3条の見出し中「入会資格」を「利用資格」に改め、同条第1項を次のように改める。

児童クラブを利用できる児童は、次の各号のいずれにも該当する者とする。ただし、特別な事由があると町長が認めるときは、この限りでない。

- (1) 町内に居住し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条の規定により本町の住民票に記載されている者
- (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する小学校第1学年から第6学年までの者
- (3) 保護者の就労、疾病等の事由により、昼間に保護者の監護を受けられない者

第3条第2項中「入会を承認しないこと、又は退会させることができる」を「利用を制限することができる」に改める。

第4条を次のように改める。

（利用申請等）

第4条 児童クラブの利用申請等に関し必要な事項は、規則で定める。

第5条第3項各号列記以外の部分中「入会」を「利用開始」に、「退会」を「利用終了」に改め、同項第1号中「入会承認の決定」を「利用開始日」に改め、同項第2号中「退会し

た日」を「利用終了日」に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

栗山町児童クラブ条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正前	改正後								
<p>栗山町児童クラブ条例</p>	<p>栗山町放課後児童健全育成事業実施条例</p>								
<p><u>(設置)</u></p> <p>第1条 留守家庭等となる児童（以下「児童」という。） の健全育成と福祉増進を図るため、栗山町児童クラブ（ 以下「児童クラブ」という。）を設置する。</p>	<p><u>(趣旨)</u></p> <p>第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号） 第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業（ 以下「児童クラブ」という。）の実施に関し、必要な事 項を定めるものとする。</p>								
<p><u>(名称及び位置)</u></p> <p>第2条 児童クラブの名称及び位置は、次のとおりとする 。 。</p>	<p><u>(児童クラブの実施)</u></p> <p>第2条 児童クラブは、栗山町放課後児童健全育成事業の 設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例 第29号）の規定により、規則で定める施設において実施 する。</p>								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>にじのこ児童クラブ</td> <td>栗山町中央4丁目86番地</td> </tr> <tr> <td>どんぐり児童クラブ</td> <td>栗山町角田17番地</td> </tr> <tr> <td>かぜの子児童クラブ</td> <td>栗山町字継立176番地29</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	にじのこ児童クラブ	栗山町中央4丁目86番地	どんぐり児童クラブ	栗山町角田17番地	かぜの子児童クラブ	栗山町字継立176番地29	
名称	位置								
にじのこ児童クラブ	栗山町中央4丁目86番地								
どんぐり児童クラブ	栗山町角田17番地								
かぜの子児童クラブ	栗山町字継立176番地29								
<p><u>(入会資格及び制限)</u></p>	<p><u>(利用資格及び制限)</u></p>								

改正前	改正後
<p>第3条 <u>児童クラブに入会できる者は、町内に住所を有し保護者が就労により昼間家庭にいない小学校第1学年から第3学年までの児童その他町長が特に必要と認める児童とする。</u></p> <p>2 町長は、前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する児童については、<u>入会を承認しないこと、又は退会させることができる。</u></p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><u>(入退会)</u></p>	<p>第3条 <u>児童クラブを利用できる児童は、次の各号のいずれにも該当する者とする。ただし、特別な事由があると町長が認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>_____</p> <p>(1) <u>町内に居住し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条の規定により本町の住民票に記載されている者</u></p> <p>(2) <u>学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する小学校第1学年から第6学年までの者</u></p> <p>(3) <u>保護者の就労、疾病等の事由により、昼間に保護者の監護を受けられない者</u></p> <p>2 町長は、前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する児童については、<u>利用を制限することができる</u></p> <p>_____。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><u>(利用申請等)</u></p>
<p>第4条 <u>児童クラブに入会させようとするときは、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。退会するときも同様とする。</u></p> <p>(利用料等)</p>	<p>第4条 <u>児童クラブの利用申請等に関し必要な事項は、規則で定める。</u></p> <p>_____</p> <p>(利用料等)</p>
<p>第5条 略</p>	<p>第5条 略</p>

改正前	改正後
<p>2 略</p> <p>3 月の途中において<u>入会</u> _____ 又は <u>退会</u> _____ した場合は次の各号の一に掲げるときの利用料は、前項に規定する利用料の2分の1の額とする。</p> <p>(1) <u>入会承認の決定</u>が当該月の16日以後のとき。</p> <p>(2) <u>退会した日</u>が当該月の15日以前のとき。</p> <p>4 及び 5 略</p>	<p>2 略</p> <p>3 月の途中において<u>利用開始</u>又は<u>利用終了</u>した場合は次の各号の一に掲げるときの利用料は、前項に規定する利用料の2分の1の額とする。</p> <p>(1) <u>利用開始日</u> _____ が当該月の16日以後のとき。</p> <p>(2) <u>利用終了日</u>が当該月の15日以前のとき。</p> <p>4 及び 5 略</p>